

# 平成30年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

## 議事録

開催日時：平成30年8月27日（月）午後7時～午後8時30分

開催場所：尾鷲市役所 第2・3委員会室

委員数：15名

出席委員数：14名（欠席1名）

事務局出席者：9名

開会：午後7時

### 【会議内容】

#### 1. 開会

（課長）

それでは、ただいまより平成30年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。本日はご多忙のところ夜遅くお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。ただいま、ご出席いただいております委員の皆様は、15名中14名でございます。本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、ここで議事の進行を会長に交代させていただきます。

よろしく申し上げます。

（会長）

皆様こんばんは。改めまして、よろしくお願いいたします。ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### 3. 市長挨拶

（会長）

まず、市長よりごあいさつをお願いします。市長よろしく申し上げます。

### 【市長より挨拶】

（会長）

市長はここで退席とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 4. 議事録署名委員の指名

会長より議事録署名委員2名を選出し、両委員とも議事録署名を受諾。

#### 5. 議題

##### (1) 国民健康保険事業（平成29年度決算（案））について

（事務局）

それでは、説明に入る前に、本日の資料について確認をお願いします。

まず、先般送付させていただきました資料が、「資料①」及び「用語解説」となっております。また、本日、机上に、参考資料として、「三重県下の保険料（税）、医療費の状況」を配布させていただいております。本日は資料に基づき説明させていただきますが、資料の方はお揃いでしょうか。

それでは、「国民健康保険事業 平成29年度決算案について」でございますが、決算案のご説明に入ります前に、国民健康保険事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険制度は、社会保険などの適用者以外の方を加入者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とした制度でございます。

資料1の5ページ、【参考】と書いてある一番下の表をご覧ください。「国保加入者数及び加入世帯数」についてです。

国保の加入者は、他の健康保険や公務員などの共済組合に加入されている方、また生活保護を受けられている方以外を対象にしております。平成29年度末におきましては、本市の国保加入者数は全体で4,734名、加入世帯数は3,168世帯でございます。人口が18,167人ですので、全人口の約26%の方が国保に加入されていることとなります。平成28年度に比べますと、320名、率にして6.33%減少しております。国保の加入者数は、年々減少傾向で、今後も減少していくものと見込んでおります。

続きまして、同じく5ページの一番上の表をご覧ください。「国民健康保険税の状況」についてでございます。国保加入者数の減少や、加入者の所得の減少、低所得者に対する軽減措置の拡充などから、保険税調定額、収納額とも減少傾向であります。

言葉の説明ですが、調定額とは保険税の課税額、つまり保険税としてお支払いいただく金額ということです。また、収納額とは、実際に加入者の皆様にお支払いいただいた金額ということです。ですので、調定額と収納額は異なった数字となっております。

平成29年度の現年度分においては、調定額が、前年度に比べて、約2,436万4千円、収納額については、約2,251万8千円の減少となっております。また、現年度分の全体収納率は93.57%、過年度分の全体収納率は28.11%となっております。

以前から、滞納者対策としましては、窓口等での納税折衝や文書による納税催告をはじめ、悪質な滞納者に対しては、通常の保険証ではなく、短期証・資格者証の発行や、財産差押等の滞納処分を執行しており、今後も、収納率の向上及び国保加入者間の公平性が保てるように引き続き取り組んでいきたいと考えています。

また、説明の中で、短期証と資格者証という言葉を使わせていただきましたが、「短期証」とは、1年間の有効期限ではなく、3ヶ月または6ヶ月の有効期限しかない保険証のこと

です。また、「資格者証」とは、病院にかかった時の窓口負担が10割負担となってしまう、保険証に代わる証のことです。

続きまして、4ページをご覧ください。

「1人当たり保険税・現年度分調定額及び、療養諸費・費用額の推移」についてです。29年度の1人当たり保険税額、つまり、保険税としてお支払いいただくべき金額については、7万9,113円で、前年度に比べて微増となっております。

ここで、本日、配布させていただきました参考資料をご覧ください。こちらにつきましては、「平成28年度の三重県下の保険料（税）、医療費の状況について」の資料となります。

表の左側の保険料（税）の部分をご覧ください。29年度の県下の集計はこれからなので、28年度の状況となりますが、28年度においては、本市の1人当たり保険税額が7万8,946円で、29市町中、23番目に安く、また、1世帯当たり保険税額が12万1,520円で、25番目に安い現状にあります。

資料①の4ページ「1人当たり療養諸費費用額」をご覧ください。

療養諸費 費用額とは、医療費や補装具など、10割分のことです、もっと分かりやすく言うと、「尾鷲市は医療費が高い」という場合の、医療費のことになります。

1人あたり療養諸費費用額、つまり医療費は、29年度は43万1,984円で、前年度に比べて、1万1,597円、率にして約2.76%増加しています。

医療費については、国保加入者数の減少などにより全体額は減少していますが、1人当たりになると増加しています。よって、尾鷲市の医療費は、増加していることとなります。

ここで、先ほどの参考資料の、右側の医療費の欄をご覧ください。28年度の状況となりますが、6月の運営協議会でもお伝えしましたが、本市の1人当たり医療費は28年度は42万387円で、県下第2位の高い水準となっております。

続きまして、資料①の6ページをご覧ください。「保険給付費の状況」についてでございます。

保険給付費は、大きく分けて、一番上から、療養給付費・療養費・高額療養費・その他の給付の4つに分けることができます。保険給付費についてもっと分かりやすく言うと、先ほど、「尾鷲市の医療費が高い」というお話をしましたが、その時の「医療費」が10割分のことであったのに対して、保険給付費は、10割分のうち7割分であったり、高額療養費であったりと、市が負担する分とご理解ください。

一番上の、療養給付費の表をご覧ください。

保険給付費の大半を占める療養給付費は、全体額では、前年度と比べて約5,916万6千円減少していますが、1人当たりで考えると、7,810円増加しています。

また、上から3つ目の高額療養費の表をご覧ください。

高額療養費については、全体額では、前年度と比較して、約1,531万8千円減少し、1人当たりにおいても、104円減少しています。これは、平成29年8月診療分から、高額療養費の負担限度額(上限額)が改正されたことが影響しているものと考えられます。

続きまして、7ページをご覧ください。「財政調整基金の推移」についてでございます。

財政調整基金は、国保特別会計における貯金のことです。本市の国保事業は、基金を取

り崩し、費用の不足分に充てることで、何とか運営ができています。

28年度末の基金残高1億1,024万2千円に、29年度中に、9,710万1千円を積み立て、1億5,734万8千円を取り崩しましたので、29年度末の基金残高は、4,999万5千円となりました。

以上が、国民健康保険事業の概要でございます。

それでは、引き続き「国民健康保険事業 平成29年度決算案」についてご説明させていただきます。

資料①の1ページをご覧ください。

平成29年度の決算状況を円グラフで示させていただきました。なお、円グラフの金額につきましては、千円未満を四捨五入させていただいております。

1ページ左上をご覧ください。歳入総額は30億6,541万1千円、2ページ左上をご覧くださいと、歳出総額は29億747万7千円となっております。

1ページの円グラフをご覧ください。また、円グラフ中の用語については、用語解説の1枚目をご参照ください。

歳入（収入）から説明させていただきます。

まず、国民健康保険税は、3億8,624万4千円、全体の12.6%です。これは、29年度現年度分と、28年度以前からの滞納分の両方において、お支払いいただいた金額の合計となっております。なお、前年度との比較についてですが、3ページ一番上の表、「歳入」と書かれている表の1款の部分をご覧ください。前年度に比べ、2,327万7千円の減、約5.68%減となっております。

先ほども申しましたが、国民健康保険加入者の減少と所得の低下、低所得者に対する軽減措置の拡充などにより、保険税の課税額自体が減少していることから、保険税収納額も減少しており、今後も減少が見込まれます。

次に、国庫支出金は、主に医療費などに対する国からの交付金のことで、5億8,384万1千円、全体の19.0%です。

次に、療養給付費等交付金は、5,584万円9千円、全体の1.8%です。まずは、療養給付費等交付金について、「用語解説」をご覧ください。これは、退職者国保の方の医療費に対する、社会保険診療報酬支払基金からの交付金のことで、退職者国保とは、長年勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入された人が、年金受給者となった時、65歳になるまで、本人とその家族がお医者さんにかかる時に適用される国保制度です。

なお、前年度との比較についてですが、資料①の3ページ一番上の表、「歳入」と書かれている表の3款の部分をご覧ください。前年度に比べ、3,467万1千円の減、約38.30%減と大幅な減となっております。

これは、退職者国保加入者の減少等に伴う、保険給付費等の減少が要因でございます。退職者国保の制度自体が26年度で廃止になっています、しかし、26年度までに加入した退職国保の方が65歳になるまで、経過措置として、この制度が適用されます。27年度以降は、新たな退職国保の方は発生しないので、退職国保の該当者は、今後さらに減少していくものと考えられます。

次に、前期高齢者交付金は、8億5,906万7千円、全体の28.0%です。これは、65歳から74歳までの方の国保加入率などに応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金です。国保においては、65歳から74歳までの加入率が社会保険などに比べて高いので、全保険者間で負担調整を行います。この交付金は、歳入全体の

28. 0%と、約3割を占めており、重要な財源となっています。

次に、県支出金は、主に、医療費や所得の格差の調整などを行うための、県からの交付金のことで、1億2,668万7千円、全体の4.1%です。

次に、共同事業交付金は、5億5,630万1千円、全体の18.1%です。これは、県内の各市町が、医療費の費用負担を分散・調整させるための、国保連合会からの交付金です。この交付金の財源(もと)は、県内各市町からの拠出金です。

次に、繰入金は、3億7,161万1千円、全体の12.1%です。これは、市の一般会計からの繰入金と、国保財政調整基金(国保の貯金)を取り崩したものの合計となります。なお、国保財政調整基金とは、国保特別会計における貯金のことです。

市の一般会計からの繰入金につきましては、国が示しております一定のルールに基づき行っています。繰入という言葉は聞きなれないかもしれませんが、簡単に言うと、市の一般会計から国保特別会計にもらっているお金のことです。国のルールによる繰入金の中身は、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金があります。

なお、前年度との比較についてですが、3ページの一番上の表、「歳入」と書かれている表の8款の部分をご覧ください。前年度に比べ、繰入金全体で、2,091万9千円の増、約5.97%増となっています。また、その中でも、貯金である国保財政調整基金の取崩し額が3,977万6千円の増、約33.83%増となっています。国保財政調整基金の取崩し額の大幅な増加は、インフルエンザの流行等による保険給付費の増額を見込んだことが主な要因となっています。

次に、繰越金は、1億1,327万2千円、全体の3.7%です。これは、平成28年度から29年度への繰越金のことです。昨年の28年度の決算時に、支出より収入の方が多かったので、その分が29年度に繰り越しとなりました。

次に、諸収入1,249万9千円、全体の0.4%です。これは、保険税の延滞金、平成28年度の退職者国保の方の医療費に対する追加の交付金などです。

最後に、これらの他に、国保財政調整基金(国保の貯金)の利子である財産収入4万1千円、これは率にして0%なので、円グラフには示されていません。

以上、歳入合計が30億6,541万1千円となります。

続きまして、2ページの円グラフをご覧ください。

また、円グラフ中の用語については、用語解説の2枚目をご参照ください。

歳出、支出の説明をさせていただきます。

まず、総務費は6,333万円、全体の2.2%です。支出の主なものは、職員の人件費、委託料等の事務費となります。これらのほとんどの費用については、国などからの補助金や市の一般会計からの繰入金で充てられています。

次に、保険給付費が、18億1,048万4千円、全体の62.3%です。

支出の主なものは、医療費(10割)のうち、保険者である市が負担する約7割分のほか、高額療養費などです。

なお、前年度との比較についてですが、3ページの真ん中の表、「歳出」と書かれている表の2款の部分をご覧ください。前年度に比べ、7,012万5千円の減、約3.73%

減となっていますが、歳出全体の62.3%を占めており、保険給付費の増減は、国保特別会計の財政運営が左右されるほどの大きな経費となっております。この減額の主な要因としましては、国保加入者数の減少が考えられるところでございます。

次に、後期高齢者納付金等が、2億7,866万8千円、全体の9.6%です。これは、平成20年度から創設された、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度を支援するために納付するものです。

次に、介護納付金が、1億372万5千円、全体の3.6%です。これは、介護保険制度を支援するために社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

次に、共同事業拠出金は、5億409万8千円、全体の17.3%です。これは、県内の各市町が医療費の費用負担を分散・調整するために、国保連合会に拠出するものです。これが財源（もと）となり、共同事業交付金が交付されます。

次に、保健事業費は、1,831万9千円、全体の0.6%です。これは、特定健診に係る経費、レセプト点検委託料などの保健事業の費用です。毎年、受診率が低いことが課題である特定健診につきましては、29年度の受診率が速報値で31.4%なので、28年度の30.6%と比べると、0.8%向上する見込みです。

受診率向上のために、29年度の新たな取組みとして、地区の皆様の協力を得ながら、三木浦町・賀田町・古江町の3地区において集団健診を実施しました。30年度においても、引き続き実施予定です。

また、この他に、30年度からの新たな取組みとして、集団健診とがん検診の同時実施や、国保連合会の事業である受診勧奨コールセンター委託事業、未受診者個別訪問事業を活用させていただきます。なお、受診勧奨コールセンター委託事業については、7月末から実施しています。

今後も、受診勧奨の強化・受診しやすい体制の整備など、受診率の向上に努めてまいります。

次に、諸支出金は、3,071万2千円、全体の1.1%です。これは、保険税の還付金や、平成28年度の医療費に対する国の交付金の返還金などです。

次に、基金積立金は、9,710万1千円、全体の3.3%です。これは、国保財政調整基金として積立した、つまり、貯金した分です。

次に、前期高齢者納付金等は、103万3千円、率にして0%なので、円グラフには表示されていませんが、前年度と比較しますと、3ページの真ん中の表、「歳出」と書かれている表の4款の部分をご覧ください、前年度に比べ、82万9千円の増、約406.64%増となっています。これは、歳入の前期高齢者交付金の財源（もと）となるものです。国保や社会保険などの全国の保険者が社会保険診療報酬支払基金に対して拠出するもので、29年度より、調整幅が変更になったことが主な要因です。

次に、老人保健拠出金7千円についても、率にして0%なので、円グラフには示されていません。

最後に、3ページの「歳出」と書かれている表の9款の部分をご覧ください。公債費につきましては、29年度の支出額がないため、円グラフには示されていません。前年度と比べ、2,880万円の減、100%の減となっています。

これは、平成22年度に県から借り入れた保険財政自立支援事業貸付金1億4,400万円の元金償還額で、28年度で償還が完了したことによるものです。

以上、歳出合計が29億747万7千円となります。

2 ページの左下、平成29年度から30年度への繰越金部分をご覧ください。歳入：30億6,541万1千円から、歳出：29億747万7千円を差し引いた1億5,793万4千円が、平成29年度から30年度への繰越金となります。

1億5,793万4千円の繰越金が発生したことについては、前回6月末の運営協議会においても説明させていただきましたが、歳入においては、見込みより、国の交付金等が増額となったこと、歳出においては、インフルエンザ等の流行が予測されたので、医療費（保険給付費）の支払に充てるために、財政調整基金を取り崩し準備していたところ、見込みよりも、医療費（保険給付費）の支出が少なくすんだことが主な要因となります。

なお、この繰越金が、30年度に繰越された後、29年度の精算金等を差し引いた残りを、国保財政調整基金として、積み立てる、貯金することになります。

3 ページの一番下の表、「単年度の収支差引額」をご覧ください。歳入決算額には、財政調整基金繰入金（財政調整基金を取り崩したもの）や、前年度からの繰越金が含まれています。また、歳出決算額には、基金積立金（貯金として積み立てたもの）が含まれていません。よって、これらがなかったものとして収支を考えた時にどうなのかということを表したものが、「単年度の収支差引額」の表となっています。

29年度については、歳入決算額30億6,541万1,291円から、財政調整基金繰入金1億5,734万8千円、前年度からの繰越金1億1,327万1,547円を差し引くと、単年度の歳入合計が27億9,479万1,744円となります。

また、歳出決算額29億747万7,149円から、基金積立金9,710万1千円を差し引くと、単年度の歳出合計が28億1,037万6,149円となります。その結果、単年度の歳入合計から単年度の歳出合計を引くと、マイナス1,558万4,405円となり、29年度単年度では、収支がマイナスになっています。このマイナス分は、前年度からの繰越金や財政調整基金の取崩しがあるので、それらで補填し、29年度の国保事業の運営ができている状態であるということが言えます。

国民健康保険事業は、国保加入者の皆さまが納めていただいている保険税と国や県からの交付金等により、保険給付費（医療費のうち、保険者である市が負担する約7割分、高額療養費等）や特定健診をはじめとする保健事業費等の費用を賄うことが原則となっています。

29年度においても、財政調整基金を取崩しながらの運営となっていますが、今年度から、国保の県一元化も開始されており、今後、さらに、医療費の適正化に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

以上で、「国民健康保険事業 平成29年度決算（案）」の説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました資料①「国民健康保険事業 平成29年度決算（案）」について、ご質問はございませんでしょうか。

（委員）

大変丁寧な説明をありがとうございました。市長の説明でおおまかなことはわかりましたが、具体的には最後に説明していただいた単年度の収支差引額が、対前年度で232万1,503円ということですが、これはどう理解したらよろしいのでしょうか。良くなっ

たということですか。

(事務局)

28年度につきましては、公債費として県から貸付をうけていた分を返還していました。

(委員)

歳出の第9款ですか、2,880万。これは返したわけですね。

(事務局)

28年度で償還し終わりました。29年度からは償還する必要がないので、その部分が浮いてくるはずですが、本当は2,880万浮いてきてほしいところですが、その金額までは至っていません。

(委員)

要するに、一言でいうと財政は好転しているのかお聞きしたいのですが。

(事務局)

好転しているとは言えません。

(委員)

分母がどんどん小さくなっていくので比較は難しいですが、簡単に言えばどうなのですか。この40年あまりいつも財政が厳しいと聞かされていますが、県単位になって、尾鷲市にとっては、たとえばこの共同事業交付金についても、いただいた分と負担した分を比べると、尾鷲市では5千万ほどいただいているわけですが、津や四日市や鈴鹿などはどうですか。向こうの方が負担してくれていると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

共同事業の交付金というのは、医療費が高いところがたくさん貰えます。その財源は各市町からの拠出金ですが、尾鷲市については人口が少なく所得も低いので、拠出金は少なく、交付金をたくさん貰っているという状況です。大きい市町(人口が多い市町)、医療費の少ない市町になると、逆に拠出金が多くて交付金が少ない市町もあると聞いています。ただし、29年度でこの共同事業が終わってしまいましたが、30年度からは、市が県に納める納付金が、この部分(29年度までの共同事業の、県内市町で医療費の負担を助け合いという考え方)も考慮されて算定され、決定されています。

(会長)

ありがとうございました。

2ページの総務費6,333万とありますが、説明を読むと、職員の人件費や委託料などの経費とありますが、国保税の集金などを委託しているのですか。

(事務局)

委託料というのは、電算処理の委託料(市のシステム改修費用等)です。30年度から県制度に変わる前準備として、29年度に市が保有する電算システムの改修費用などが大きな金額を占めています。その部分については国からの交付金等が財源となっています。

(会長)

わかりました。

(委員)

黒字を出さないといけないのですか。

(事務局)

歳入から歳出を差し引くと黒字になっていますが、保健事業などを行っていくのに国保税の収入や国からの交付金などでは賄いきれないので、貯金（財政調整基金）を崩しながら運営している状況です。それがずっと続いていくと、貯金（財政調整基金）はどんどん減ってしまいます。黒字を出さなければならぬかというところとおりのことです。

(委員)

県へ一本化された場合、県はその辺を考えてくれないのですか。一本化されたなら、県として市の国民健康保険制度が破綻しないように、市役所の方からもどんどん働きかけていってほしいと思います。

(事務局)

県へ一元化されたということで、県からたくさんお金が貰えるとか、そういう意味での一元化ではありません。県が、県下29市町分を取りまとめるために、国保会計の大きな財布を作ったというだけです。

(委員)

それで必死に運営しろということですね。運営するといっても今までの説明を聞いていると、加入者は減っていく、所得は減る、高齢化。このままではいけないので、その辺を県としてきちんとやってもらえるよう、自分達としては市にお願いするしかない。その大きな財布から小さな市の方へ色をつけて出してもらおうとか、県と交渉などをするのではないですか。

(事務局)

私達も、県とは常にやり取りをしています、尾鷲市のような医療費が高く加入者数も少ないところに対する県の援助はないのか聞いたりしています。30年度からは、保健事業などに一生懸命取り組んでいる市町に対しては、県も国もたくさん交付金をくれます、小さい市町でも頑張っているところはたくさん交付金が貰えるので、国保会計を運営しやすくなるというしくみになっています、なので、尾鷲市さん頑張って下さいと言われます。保健事業を頑張るといことは、皆さんが健康で長生きできるというところに繋がります、そうすると、医療費の削減にも繋がる、そういう流れにしていきたいと考えています。

(委員)

自分も病院にかかってばかりなので大変です。健康で長生きしたいのは皆そうですが、車なら70～80年ももたないところを人間だから何とかもっている。あまりにも先細りのような説明なのでつらいです。保険者も税率を上げていかなければいかなければならないんですかね。

(事務局)

不安になる気持ちも十分あると思います。私達も保険税を少しでも上昇させなくても良いように、保健事業などに一生懸命取り組んで、国や県から少しでも交付金をもらえるような形を作るために、保健師とも相談しながら事業等を進めている最中です。

(委員)

少しでも先が見えるような事業をしていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にどなたかございませんか。

(委員)

昔から僕はこのことばかり言っていますが、収納率については良かった時代もあるんですよね。尾鷲市だけの問題ではないかもしれませんが、全国的に収納率は悪化していますか。県内でも結構です。一番良かった時期は、95%以上あったのではないのでしょうか。

(事務局・税務課)

今手元に資料がないのですが、市税というのは一般の固定資産税や都市計画税、市民税で、こちらの方は尾鷲市も95.8%程度いっています。国保税については、ご覧いただいた通り85%くらいです。

(委員)

これは過年度分も含んでいましたか。

(事務局・税務課)

現年・過年含めて総合すると80数%ですが、ここ数年間で改善傾向にはあります。ただ、どうしても国保税の割合では担税能力のない方などが多い部分がありますので、収納率が95%を超えている市税に比べると、こちらの改善はゆっくりですが、数年前と比べると徐々に改善している状態です。ここ数年頭打ちのような形で来ていますが、県内の他の市町と比べても、松阪とかだと60%など、かなり低い割合などがありますので、本市におきましては、85%という2割集まっていないように見えますが、改善して今この状況だとご理解いただけますようお願いいたします。

(委員)

よくわかりました。収納率というのはかなり、県の方からの評価の対象になるのではないですか。

(事務局)

先ほどは保健事業の話ばかりしましたが、(収納率についても)交付金の算定基準(評価)においては、大きなウエイトを占めています。保健事業や特定健診などの受診率、そして収納率の部分は、特に大きなウエイトを占めています、なので、今まで以上に取り組んでいかないといけないと思っています。

(委員)

大変努力していただいているのはよくわかっていますので、ただ、特定健診の受診率、税の収納率など、出す方はいくつかポイントを絞ってくるのでしょうかから、この辺を少しでも改善できたらなと思います。それから、広報6月号に「尾鷲市の医療費ご存知ですか」という市民サービス課の記事がありましたが、たとえば「お薬手帳を持っていますか?」、これは重複投与を防ぐとか、安心安全な医療を受けるということですが、お薬手帳を持ってこられない方というのは結構いるんですか。

(委員)

若い方は持って来ません。若い方というのは受診する率が少ないので、そんなの要りませんと言われる。持ってくださいと言ってもなかなか持ってくれません。でも最近は何の病院に行っても「お薬手帳を持っていますか」と聞かれますので、かなりの率で持っていたけようになりました。お薬手帳を持って薬局に来た場合の方が値段が安くなるというのが大分効きましたね。以前は反対だったんですけど。

(委員)

お薬手帳を持っていくと一部負担金が安くなるとか、患者さんは結構ご存知ないかもしれないので、教えてあげた方がいいのでは。飲み忘れの薬を貯めている方も結構あるんですかね。

(委員)

かなり多いと思います。

(委員)

結局流してしまうということですか。

(委員)

それもありますが、医者からも薬余っていませんかなどと言っただけ、その部分をキャンセル（余っていれば、新たに調剤せずにその余っている薬を再利用する）ということで、大分良くなってきたとは思いますが。

(委員)

このような地道なPRも大事だと思うので、ぜひよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

地域の中での料理教室や老人会の料理教室、男性料理教室など、色々な料理教室などがありますが、助成金が国保から出ているということは大抵知らないと思います。だから、国保としては、健やかに老いるためにそういう支援をしているということ、もっと料理教室の中で開催のあいさつの中に入れて、広報に入れて、先程のお薬手帳の話と合わせて、国保の中からこんな風に健康づくりに支援していますというところにもっと力を入れていただくと、皆さんがもっと関心を持つのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。広報おわせの掲載記事につきましても、国保財政が厳しいというのをもう少し上手に広報しなさいとよく言われます。先程、委員が言われたような工夫をしなければならないのですが、なかなか紙面にうまく表すことが出来ていません。国保の記事は毎月何かしら広報に載りますので、その中で何とか工夫することを考えます。今言っていたようなアドバイスなどがあればまた教えていただきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

私もひとつ実行しているのが、薬をジェネリックに変えると薬価が安くなるというのを聞きまして、成分が変わりがないのならジェネリックに変えています。そういうことを広くPRしていくということも必要じゃないかと思います。

(副会長)

特定健診を受ける人が増える、つまり受診率が上がるということが県から交付金をもらうことに繋がってるわけですか。

(事務局)

県からの交付金にも繋がりますし、国からの交付金にも繋がります。

(副会長)

それで最近、市役所の人が健診を受けていない人の家に、「健診を受けたらどうですか」と電話をかけているわけですね。

(事務局)

県内各市町の国民健康保険の業務を統括している国保連合会の事業で、受診勧奨のコールセンターという委託事業があります。県内14市町程度が利用していて効果があるという話を聞いたので、30年度からやってみることになりました。健診を受診していただくと費用は増えてしまいますが、受診率が上がると、県や国からの交付金が増えることに繋がります。ただ、県や国は何パーセント以上というラインを定めていますので、そこに満たないと、少しの受診率のアップでは交付金には繋がらない場合もありますが、毎年少しずつでも積み重ねていき、将来的に（交付金の獲得に）繋がればと思っています。

(副会長)

実は私のところへもかかってきました。私自身は何年間も特定健診の案内は貰っていたもののほっとしていました。自分はある程度かかりつけの医者に診てもらっているので、特定健診を受診するという事は考えていなかったんです。しかし先日電話がかかってきて説明をしてもらったので、今年は出来るだけ受けるようにすると答えましたが、これは受けていない人ということはおわかっていて、全員に電話をしているのですか。

(事務局)

30年度はまだ7月から始まったばかりで結果が出ていないので、29年度に未受診であった方で、電話帳で電話番号が拾える方を対象にしています。

(会長)

他に何かよろしいですか。

(委員)

祖母が昨年亡くなって市から葬祭費として5万円をいただきました。その時は手続きしましたが、後で考えると辞退する方法もあったと思いました。長生きされた方へのお祝い金も出ますし、これだけ高齢者が増えるとそれらに対するお金も結構かかるのではないかという話も出ます。

(事務局)

葬祭費の話ですが、90歳以上の方ということなので国民健康保険とは別になりますが、三重県後期高齢者医療広域連合から葬祭費として一人につき定額5万円を支給させていただくことになっています。国民健康保険の場合も同じように国保加入者でお亡くなりになった方お一人につき5万円を世帯主の方に支給させていただいています。

(会長)

75歳以上の方については、県から出るのですか。

(事務局)

75歳以上の後期高齢者の方の場合は、申請は市役所で受け付けますが、尾鷲市からではなく三重県後期高齢者医療広域連合から出ます。広域連合も各市町から負担金を集めて運営しているので、尾鷲市からもいくらか負担していることになります。国民健康保険の方は(葬祭費の支給に対して)補助がないので、皆様に納めていただいた保険税を原資に葬祭費を支給させていただいています。

(会長)

忌憚のないご意見をいただきありがとうございます。他に何かございますでしょうか。なければここで議案に対する採決を行いたいと思います。「議題1 国民健康保険事業(平成29年度決算(案))」について、賛成をしていただける方は挙手をお願いいたします。

【 挙手全員 】

挙手全員ですので、「議題1 国民健康保険事業(平成29年度決算(案))」は承認されました。

事務局から他にございませんでしょうか。

(事務局)

以上です。

(会長)

審議事項につきましては、以上のような感じです。

議案2 その他 に入ります。事務局から何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして、平成30年度第2回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日はご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございました。